

告示第101号

農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を次のように定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第19条第8項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月10日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

記

地域計画の策定区域
広坂 2 地区